



）において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、当該保険医療機関の歯科医師と医師との連携の下に当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

B004-1-5 外来緩和ケア管理料

【注の見直し】

注3 区分番号B004-1-2に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。

注3 区分番号B004-1-2に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は区分番号B004-1-3に掲げるがん患者指導管理料（2に限る。）は、別に算定できない。

B004-1-6 外来リハビリテーション診療料

【点数の見直し】

1 外来リハビリテーション診療料1 69点
2 外来リハビリテーション診療料2 104点

72点
109点

B004-1-7 外来放射線照射診療料

【点数の見直し】

外来放射線照射診療料 280点

292点

B006-3-3 がん治療連携管理料